

平成27年8月28日

平成27年 第8回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成27年第8回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成27年8月28日（金曜日）午後2時00分～午後2時16分

2. 場 所 東大和市中心公民館301学習室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 武石修一郎

3番 岩田圭子

4番 藤宮志津子

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦

社会教育部長 小俣学

学校教育部

参事兼

指導室長

建築課長兼

教育施設担当

副参事

統括指導主事

中央公民館長

尾又恵子

学校教育課長 岩本尚史

給食課長 梶川義夫

社会教育課長 村上敏彰

中央図書館長 関田実千代

6. 書 記

庶務係長 福嶋まゆ美

主 事 中野庸平

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 3 1 号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

第 4 その他報告事項 (1) 東大和市公立学校支援ネットワーク会議設置要項  
の一部改正について

---

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成27年第8回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、藤宮委員をお願いいたします。

---

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。  
教育長。

○真如教育長 平成27年7月24日から8月26日までの諸務報告であります。

7月24日、金曜日、25日、土曜日、東京都被災地支援事業「スポーツ交流事業」に出席をいたしました。本年度も被災地から少年野球チームが来て、東大和市の少年野球チームとの交流を通して、お互いに元気づけあったり、あるいは写真を撮って交流したりする目的で行っている事業であります。

7月30日、木曜日、七市教育長会に出席をいたしました。

8月3日、月曜日、初任者宿泊研修会に出席をいたしました。中小企業大学校を会場にして、単独で初任者の宿泊研修を行っております。

8月6日、木曜日、東京都市教育長会から予算要望書を東京都教育庁へ提出をいたしました。多摩地区の教育長会がまとめたさまざまな予算要望を東京都の教育長に直接渡して、ご理解をいただく中で、ご支援を賜りたいという願いをしてきました。

8月7日、金曜日、教育委員の懇談会に出席。

8月15日、土曜日、第11回平和市民のつどいに出席をいたしました。年々、平和市民のつどいは、規模が拡大している中で、子どもたちが中心になって、さまざまな取組を発表してくれたり、あるいは東大和南高校のように朗読劇を紹介してくれたり、どの学校、どの子どもたちも非常に力をつけてきているなど感じながら見せていただきました。圧巻だったのは、東大和南高校の朗読劇で、女の子

が当時の様子を、その当時の方になりきって朗読する場面があったのですが、迫真の演技でした。すばらしいと思いました。

8月19日、水曜日、東京都市教育長会の幹事会及び定例会に出席をいたしました。

8月21日、金曜日、第15回全国中学校総合文化祭東京大会に出席をいたしました。会場は調布市で、全国の中学校から選ばれたさまざまな文化活動を発表する大会です。東京都からは、会場市の調布市の他、東大和市の吹奏楽も参加し、各県からさまざまな紹介をしてくれました。ラジオの脚本を自分たちで書いて、それを、1,000人規模の会場である調布市グリーンホールを全部真っ暗にして、耳で聞く発表、それからテレビ局になったつもりで番組を1つ構成して、それを皆さん方に見てもらいながら感想を聞いたりする、そういう取組もありました。それから、チアリーディングを発表しているところもありましたし、さまざまでした。東大和市の保護者もたくさん来ていました。

8月24日、月曜日、点検・評価に関する学識経験者の説明会に出席をいたしました。

8月26日、水曜日、定例校長会に出席をいたしました。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

---

◎日程第3 第31号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第3、第31号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第31号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げ

げます。

平成27年10月1日から、東大和市公共施設案内予約システムを導入することに伴い、東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、予約システムの導入により、使用の見込みについて受付期間を明確化したこと、申込みの調整について定めたこと、予約並びに取り消しについて明文化したこと、様式は別に定めることとしたこととあります。

詳細につきましては、社会教育部長よりご説明申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、第31号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。

なお、内容につきましては、議案の次に添付してございます東大和市立公民館条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第5号）新旧対照表によりまして、ご説明をいたします。A4の横でございます。

こちらの新旧対照表につきましては、左側が改正前、右側が改正後ということで表記をしております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、第5条のタイトルでございますが、これまでは「施設又は設備の使用」でございましたが、改正後につきましては、第5条から第10条まで内容を細分化したことに伴いまして、「使用の申込み」と変更をいたしました。

第5条第1項は、「公民館の施設又は設備を使用しようとする者は、使用申込書を館長に提出しなければならない。」とし、詳細は第2項に定め、様式に関する表記は第13号で別に定めるとしたことから、表記を削除したものでございます。

第5条第2項でございます。（1）、（2）、（3）のそれぞれの区分に応じまして申込み期間が異なることを定めております。（1）、（2）につきましては、4箇月前の申込みについての規定でございます。総会、発表会などのイベントによる使用の場合や、公開学習会という市民対象の学習会による使用の場合について、講師との交渉やPRの期間を確保するため、4箇月前から申込みすることができるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。

（3）につきましては、（1）、（2）以外の定例活動について、前月から申

込みができることを定めたものでございます。

続きまして、第6条は申込みの調整についてでございます。受付期間の初日には、調整会議やくじ引きなど、現在、各館で行っている方法により調整することを定めております。

第7条は、使用の予約についてであります。今回の予約システムの導入による随時入力につきまして、別に定めるところにより予約ができるとしたものでございます。

第2項につきましては、災害などの理由により、公民館の側から予約を取り消すことができることを定めたものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第8条は、使用の承認についてでございます。使用申込書と同様に、使用許可書の第2号様式の括弧書きを削除したところでございます。

第9条は、館内の掲示又は展示についてでございます。「掲示申請書」を「掲示申込書」と改め、第3号様式の括弧書きを削除いたしました。

第10条は、権利の譲渡制限であります。公民館を使用する権利について定めたものでございます。

第11条、第12条につきましては、条文番号を変更いたしました。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第13条は、委任でございますが、様式その他の事項について別に定めるといたしました。

最後に、附則でございます。

議案のほうにお戻りいただきまして、議案の最後に附則の記載がございますが、この規則の施行日を平成27年10月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第31号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第31号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

---

#### ◎日程第4 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第4、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市公立学校支援ネットワーク会議設置要項の一部改正について、お願いします。

指導室長。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 東大和市公立学校支援ネットワーク会議設置要項の一部改正について、ご報告をいたします。

資料、その他報告資料(1)をご覧ください。

先日の教育委員懇談会でお話ししましたように、現在、いじめの問題が全国で依然として発生しておりまして、命にかかわる問題にまで及んでいるところでございます。いじめにつきましても、いつ、どこでも起こり得るという認識のもと、その防止について取り組んでいかななくてはならないということは、言うまでもございません。本市におきましても、重大な事態が発生した際、その対応をするために、この東大和市公立学校支援ネットワーク会議設置要項を一部改正し、その対応をしていこうと考えているところです。

改正部分につきましては、2ページ、おめくりいただきまして、新旧対照表に書いてございます。

大きくは、この要項の中に、第2条として調査内容を入れまして、いじめの対応に関する内容を文言としてしっかりと入れ込んでございます。

また、構成員としまして、教育長を座長といたしまして、またその構成員も以前より人数を少人数にいたしまして、万が一、重大な事態が起きたときに迅速な対応ができるようにいたしました。

なお、第三者となる学識経験者につきましては、教育長が必要と認めたときに追加できるものということにしてございます。そのことにつきましては、その後、2ページ、おめくりいただいて、第4条の4のところに学識経験者等の会議の構成員を追加することができることになってございます。

この要項につきましては、9月1日から施行することにいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

---

### ◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第8回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時16分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 藤宮 志津子